

尾花沢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5 年度	13,996人	13,980,629 千円	521,473 千円	2,202,441 千円	15.8%	15.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和5 年度	218人	799,436 千円	129,368 千円	325,093 千円	1,253,897 千円

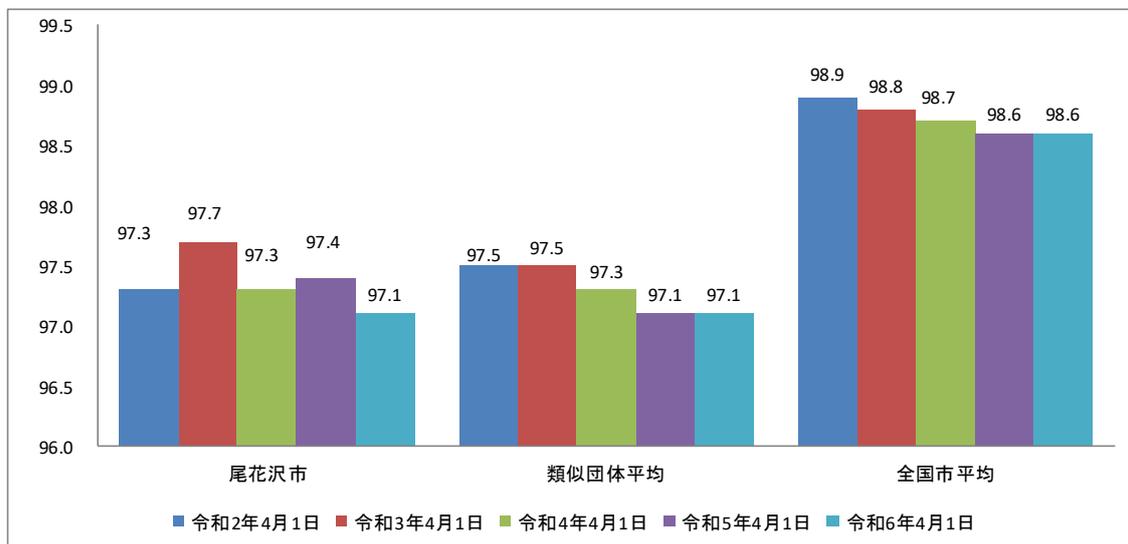
(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
5,752千円	5,843千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和6年4月1日

（内容）山形県人事委員会勧告に準じ、給料表を増額改定。行政職は平均2.8%の引き上げとなる。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、山形県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。通勤手当については、山形県職員に準じ手当額を改定。概ね30km以上の通勤距離に該当する通勤手当が増額。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	41.6歳	315,501円	364,140円	339,046円
山形県	43.7歳	331,100円	404,400円	357,100円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.0歳	314,371円	363,341円	338,206円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
尾花沢市	46.8歳	8人	317,700円	346,076円	336,230円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.3歳	3人	334,500円	347,633円	343,141円	飲食物調理従事者	45.9歳	228,800円	1.52
うち自動車運転手	※	1人	※	※	※	乗用自動車運転者	61.2歳	240,600円	※
うちその他	44.4歳	4人	320,600円	351,650円	344,892円	—	—	—	—
山形県	53.8歳	422人	332,100円	—	348,400円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	51.9歳	9人	305,442円	327,611円	318,016円	—	—	—	—

※個人情報保護の観点から対象となる職員数が1人または2人の場合※で表示しています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	35.1歳	281,200円	349,538円	332,524円
山形県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.3歳	302,148円	367,587円	329,525円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		尾花沢市	県	国
一般行政職	大学卒	199,100円	199,100円	196,200円
	高校卒	168,300円	168,300円	166,600円
技能労務職	高校卒	163,700円	163,700円	—
	中学卒	151,200円	151,200円	—
消防職	大学卒	—	—	—
	高校卒	172,800円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,900円	355,600円	384,700円	408,800円
	高校卒	226,000円	304,500円	365,600円	388,800円
技能労務職	高校卒	—	314,100円	333,500円	338,200円
	中学卒	—	—	—	—

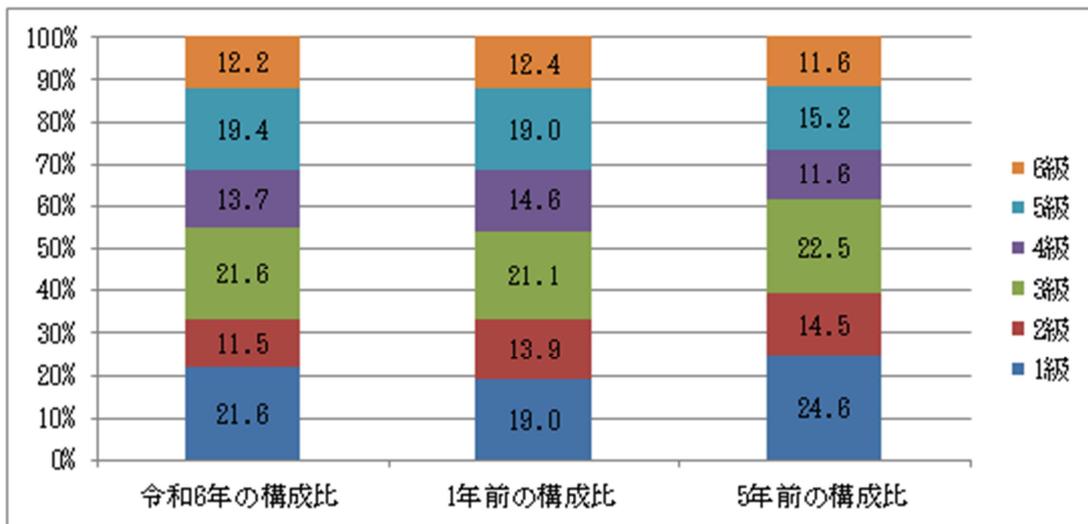
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	17人	12.2%	340,100円	422,000円
5 級	課長補佐	27人	19.4%	314,500円	404,300円
4 級	主査・係長	19人	13.7%	291,700円	392,000円
3 級	係長・主任	30人	21.6%	265,300円	360,100円
2 級	主事	16人	11.5%	233,600円	313,300円
1 級	主事	30人	21.6%	185,100円	262,100円

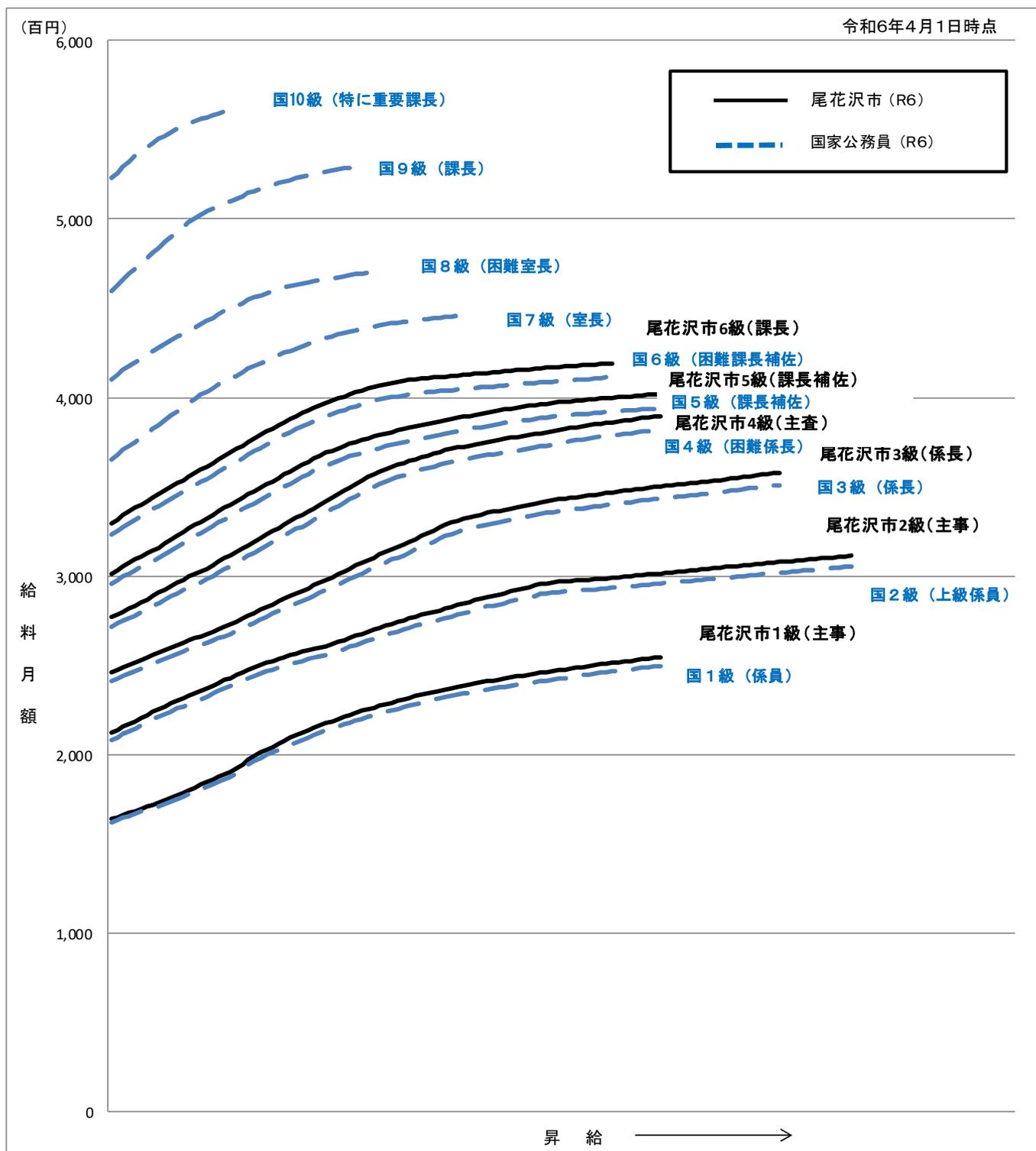
(注) 1 尾花沢市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾花沢市区町村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾花沢市	山形県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,499千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,667千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.00月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職管理 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾花沢市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

尾花沢市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額		9,793千			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在） ※制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			22,668 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			985,578 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			8.9%	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	診療所に勤務する医師	医務に従事したとき	17,713 千円	① 基準額 医師免許取得年度 月額 260,000円 翌年度は20,000円を加え、以下1年増 すごとに20,000円ずつ加えた額と職 務の級の区分による月額との合計額と する。 1級 80,000円 2級 90,000円 3級 100,000円 4級 110,000円 ②医務手当（月額） 所長 200,000円 医長 120,000円 ③救急診療待機手当（日額） 18,000円以内 ④救急診療手当（日額） 救急診療待機中、診療業務に従事した 医師 18,000円以内 ⑤日曜当番診療手当（日額） 35,000円 ⑥健康診断業務手当（月額） 40,000円以内 ⑦嘱託医師業務手当（月額） 100,000円以内
診療業務手当	診療所に勤務する職員	放射線、臨床検査及 び伝染性疾患の治療 に従事したとき	—	月額 1,500 円
		死体の処置に従事し たとき	5 千円	1 回 500 円
夜間看護手当	診療所に勤務する職員	勤務の一部又は全部 が深夜において行わ れる看護等の業務に 従事したとき	4,855 千円	・その勤務時間が深夜の全部を含 む勤務である場合 7,300 円 ・深夜における勤務時間が4時間 以上の場合 3,550 円 ・深夜における勤務時間が2時間 以上4時間未満の場合 3,100 円 ・深夜における勤務時間が2時間 未満の場合 2,150 円
防疫等作業 手当	診療所に勤務する職員	新型コロナウイルス感 染症から市民の生命及 び健康を保護する ために行われた 措置に係る作業 に従事したとき	96 千円	・作業に従事した日1日につき、 3,000 円 （新型コロナウイルス感染症の 患者若しくはその疑いのある者 の身体に接触して又はこれらの 者に長時間にわたり接して行う 作業に従事した場合にあっては、 4,000 円）とする。 ただし、割り振られた勤務が2日 にわたる場合は、その継続した勤 務1回を1日とみなす。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	35,921千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	165千円
支給実績（令和4年度決算）	51,258千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	229千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1.配偶者 6,500円 2.子 10,000円 3.父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円加算	同じ	—	27,167千円	256,292円
住居手当	借家、貸間に居住している職員 1.月額25,000円以下の家賃の場合 家賃－14,000円 2.月額25,000円を超える家賃の場合 11,000円＋{(家賃－25,000円)÷2} 【限度額28,000円】	異なる	支給額	10,684千円	290,956円
通勤手当	1.自家用車使用 通勤距離に応じて支給 限度額37,200円 2.交通機関等利用 利用区間等に応じて支給 限度額55,000円	異なる	支給額	10,684千円	91,316円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額41,000円	異なる	支給額	10,428千円	548,842円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合 135/100	同じ	—	13,952千円	465,067円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までに勤務した場合 25/100	同じ	—	3,812千円	103,027円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで支給 扶養親族のある職員 17,800円 その他世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ	—	14,271千円	67,635円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	637,000円 (910,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 区 町 村 長		680,000円	926,000円 /
報 酬	議 長	420,000円	505,000円 /	328,000円
	副 議 長	375,000円	450,000円 /	285,000円
	議 員	350,000円	420,000円 /	270,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.300月分	給料月額に40%を加算して 6月期1.650月分	12月期1.650月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.300月分	給料月額に40%を加算して 6月期1.650月分	12月期1.650月分
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 退職日給料月額×勤続月数×56.7/100	(1期の手当額) 24,767千円	(支給時期) 任期ごとか通算か選択可
	備 考	退職日給料月額×勤続月数×33.1/100	10,804千円	任期ごとか通算か選択可

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

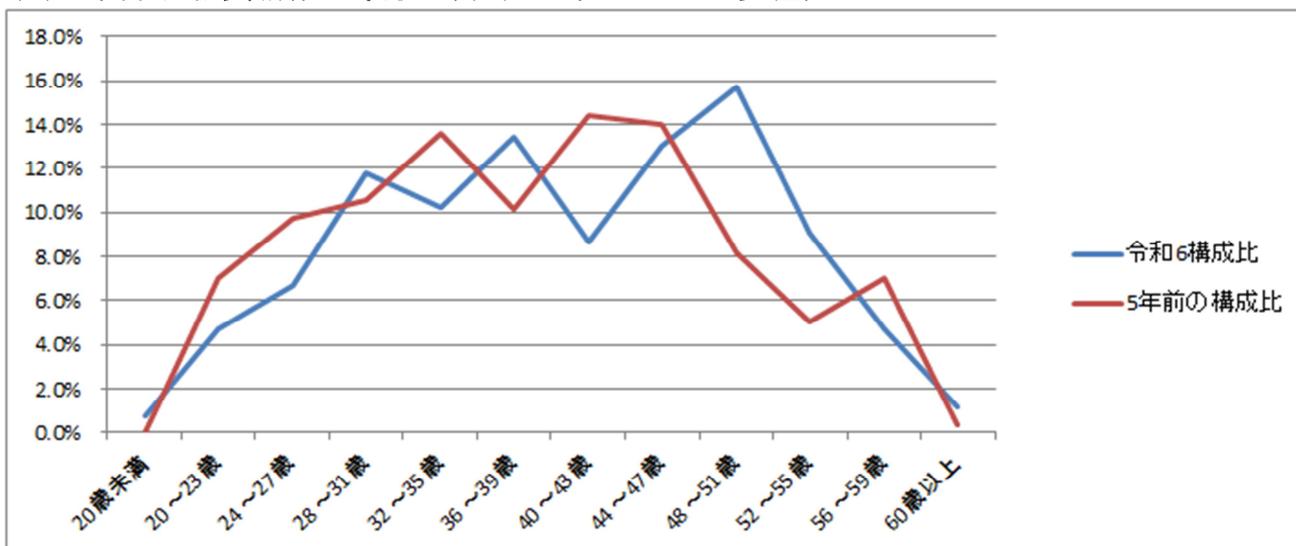
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		<ul style="list-style-type: none"> ・総務課付け職員（育休）にて3名増加。 ・定住応援課ふるさと納税係にて配置見直しにより1名増。 ・総務課付け職員の職員の退職および山形県派遣満了に伴い2名減。 ・総務課行政係にて配置の見直しにより1名減。 ・機構改革に伴い総合政策課秘書係にて2名減し、総合政策課政策企画係2名増。 ・市民税務課収納係にて配置見直しにより1名増。 ・保育士3名が退職したが、欠員不補充のため3名減。 ・機構改革に伴い、福祉課子育て支援係3名減、保育係2名増、子ども家庭支援係2名増。 ・保育士1名が保育所から子ども家庭支援係へ異動のため1減1増。 ・健康増進課健康指導係にて配置の見直しにより1名増。 ・環境エネルギー課生活環境エネルギー係の配置見直しにより1名減。
		総務・企画	4 6	4 7	1	
		税務	1 1	1 2	1	
		労働	1	1		
		農林水産	1 5	1 5		
		商工	8	8		
		土木	1 2	1 2		
		民生	3 3	3 1	▲ 2	
		衛生	1 3	1 3		
		計	1 4 2	1 4 2		<参考> 人口1万当たり職員数 101.5人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 78.45人)
	教育部門	2 6	2 7	1	・機構改革に伴い、こども教育課学校統合推進係の新設により1名増。	
	消防部門	5 0	5 2	2	・職員の新規採用に伴い、3名増。 ・消防長が一般行政へ引き上げのため1名減。	
	小計	2 1 8	2 2 1	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 157.9人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 102.29人)	
公営企業会計等部門	病院	1 7	1 6	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム再任用から短時間勤務再任用に切替のため1名減。 ・機構改革に伴い、公営企業会計係の新設により2名増。 ・機構改革に伴い、課長補佐職員が生活環境エネルギー係と兼務となったため1名減。 	
	水道	4	5	1		
	その他	1 2	1 2			
	小計	3 3	3 3			
合計		2 5 1 [3 1 0]	2 5 4 [3 1 0]	3	<参考> 人口1万当たり職員数 259.4人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	12人	17人	30人	26人	34人	22人	33人	40人	23人	12人	3人	254人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	6年	5年	4年	3年	2年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	142	142	148	152	150	151	▲9(▲6.3%)
教育	27	26	26	25	25	25	2(7.4%)
消防	52	50	50	51	51	50	2(3.8%)
普通会計計	221	218	224	228	226	226	▲5(▲2.3%)
公営企業等会計計	33	33	33	33	33	31	2(6.1%)
総合計	254	251	257	261	259	257	▲3(▲1.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※地方公営企業法を全部適用する公営企業の対象職員はいない。